

10. 社会環境

10.3 産業活動

島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）（平成20年10月28日付け，平成18・10・23原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「6.3 産業活動」の記載内容に同じ。

ただし，以下を追加する。

発電所の近くには，爆発，火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって，産業活動に伴う爆発，火災及び有毒ガスによって，安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。

10.4 交通運輸

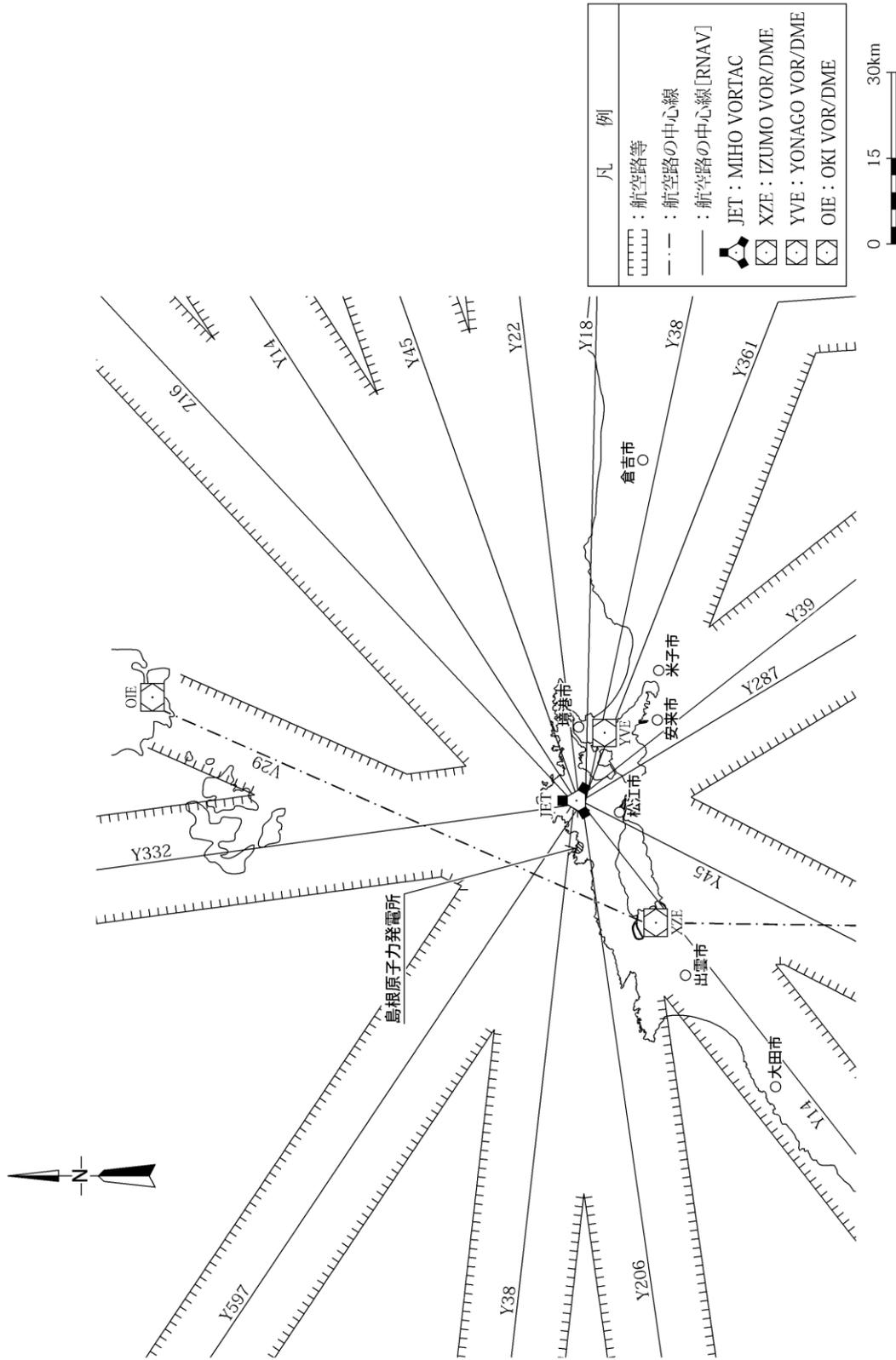
10.4.1 交通運輸

島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）（平成20年10月28日付け，平成18・10・23原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「6.4 交通運輸」の記載内容に同じ。

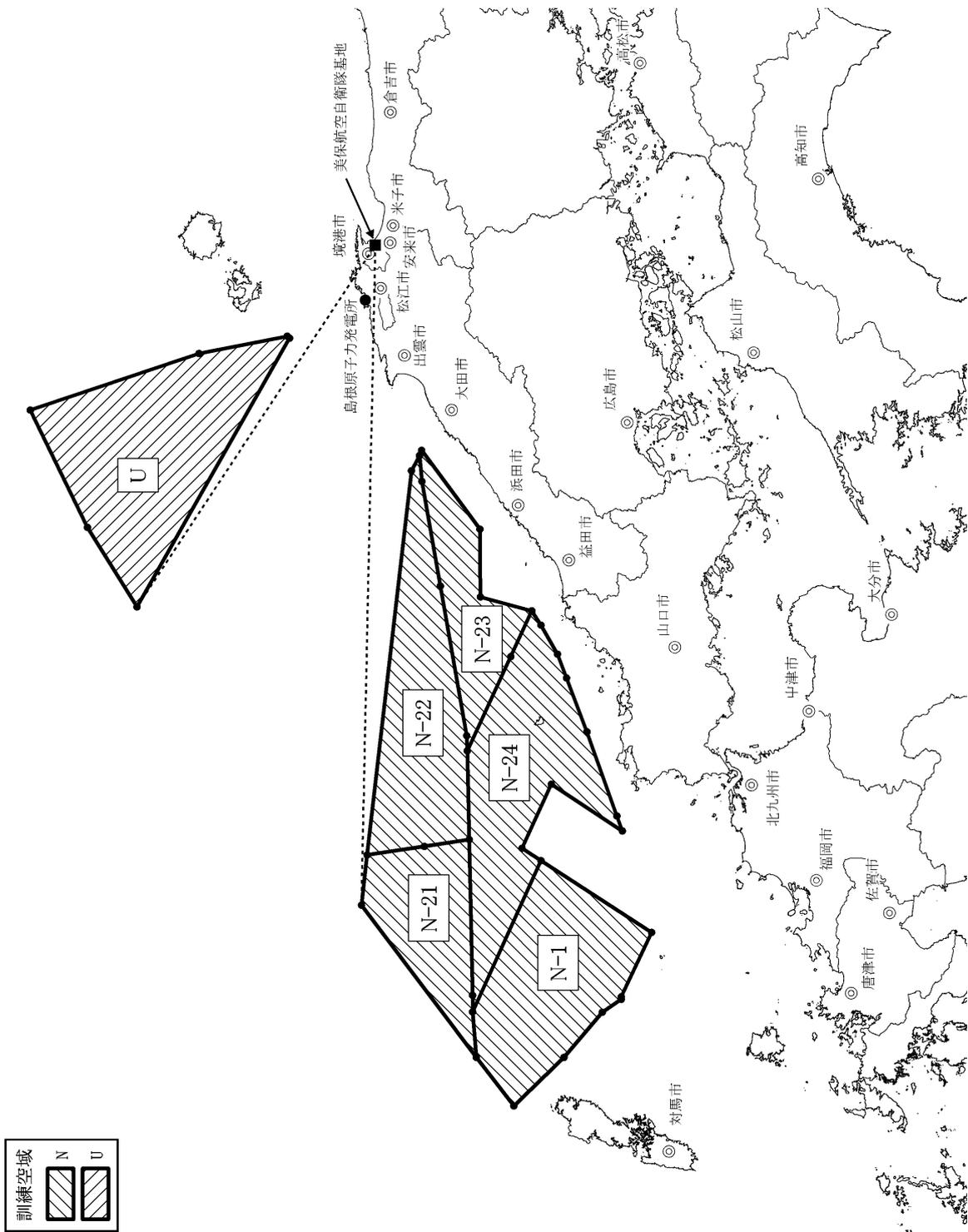
ただし，航空関係については，以下のとおりとする。

航空関係としては，発電所から東南東方向約22kmに米子空港，南西方向約17kmに出雲空港がある。また，発電所上空には，航空路V29，広域航法経路Z16，Y14，Y45，Y22，Y18，Y38，Y361，Y39，Y287，Y206，Y597及びY332がある。発電所周辺の航空路等に関する交通便数の調査によると，当該空域を管轄する管制部に係る最大交通便数日（平成30年8月7日）の飛行便数は，航空路が1便，広域航法経路が512便である。また，発電所上空に訓練空域は設定されていない。なお，航空機は原子力関係施設上空を飛行することを規制されている。

発電所周辺の航空路等を第10.4-2図に，発電所周辺の訓練空域を第10.4-3図に示す。



第10.4-2図 発電所周辺の航空路等図



第10.4-3図 発電所周辺の訓練空域図